



としま町連だより

No.136 5年11月号
発行 豊島区町会連合会
電話4566-2315

豊島区町会連合会は、行政と地域社会を支える組織として、お互いの信頼関係のもとパートナーとして、活動していきます。

■新年懇親会■

次のとおり新年懇親会を開催します。案内状は11月下旬にお送りします。ご参加の程よろしくお願ひします。

日時：令和6年1月9日（火）午後6時（午後5時30分開場） 場所：ホテルメトロポリタン

会費：一人 10,000円（*一町会、町会長を含め2人の参加をいただければ幸いです。）

■救援センターの鍵解錠に関する覚書の締結式■

日時：8月25日（金）午前10時30分

場所：区長応接室

正副会長の皆さまが出席し、町連・区・教育委員会とで、救援センターの鍵解錠に関する覚書を締結しました。



■正副会長会・役員会等 報告■

○10月期正副会長会

日時：10月17日（火）午前10時30分 場所：町連事務室

案件：（区側）

1. 町会セミナーについて

（町連）

1. 令和6年度 区に対する要望について 2. 東京都町会連合会創立40周年記念事業について

3. 後援名義等使用申請について 4. 役員会について

○役員会

日時：10月26日（木）午後1時30分 場所：レクチャールーム

案件：（区側）

1. 町会活動のデジタル化促進について

2. 区政連絡会オンライン開催の実施について

（町連）

1. 令和6年度 区に対する要望について

2. 新年懇親会について

○町会セミナー（SDGs）

役員会終了後、町会セミナーを開催し、42名の町会長の皆さまが参加しました。東京海上日動火災保険株式会社から講師をお招きし、SDGsについてご講義いただきました。



町会セミナー

■令和6年度区に対する要望について■

○パソコンの貸与等について

令和3年度から区政連絡会をオンライン化でも対応できるようになってきています。対面が原則であるが緊急時等には欠かせないツールの一つであると思っています。これまでも課題になっているのが町会長（区政連絡会委員）のオンライン環境であります。既にパソコン等をお持ちで日頃から使いこなしている方は少数と思われます。オンライン化にあたって、まずパソコン等に慣れてもらうことが必要かと思われますので、必要に応じて区で貸与するなどの検討をお願いします。



10月18日（水）

会長から区長へ要望を提出

○救援センターの防災訓練について

ここ数年、救援センターにおける訓練が2年に1回のペースになっています。訓練は数多くすれば良いとは思いませんが、特に町会長や役員の方々の防災意識を継続させるには、最低でも年1回の訓練が必要であると考えます。加えて、救援センターマニュアルの更新にも役立つものと思っています。ぜひ、実行するよう要望します。

○防災士の資格取得について

令和4年度より防災士の資格取得に係る研修費用の助成を開始したと伺いました。10名に補助し、防災訓練の指導等に活用していくとのことでありました。他区では、救援センターのセンター長になる者には、防災士の資格が必須であり、それを取得させるための助成事業としているところもあるようです。

救援センターは地域防災組織（町会）が中心となって運営していくこととなりますので、課題はあると思われませんが、本区としてはこのような考え方があるのかお聞かせください。

○消火器・掲示板の更新について

周辺区では、街頭消火器や掲示板が最新のものになってきています。より重要性が高まり更新されてきているものと思われます。それに比べると本区の街頭消火器や掲示板は見劣りがします。

特に町会掲示板の助成については、ここ数年毎年各町会1基とされているため、思うような要望に応えられていません。更なる検討をお願いします。

○ごみの出し方マナーの徹底について

地域差もあると思われませんが、特に外国人など不慣れなこともあってか、ゴミの出し方についてマナーに欠けている人も見受けられます。外国版のお知らせやごみ集積所でのQRコードの設置、加えてごみの分別アプリの配信など様々な工夫をされていることは承知していますが、その存在を知らせる手立てが不足しているように感じています。ごみの後始末は、町会が中心になってやらざるを得ませんので、ごみの出し方のマナーに欠けている人たちに対して、更なる周知徹底をお願いします。

○街頭防犯カメラ設置にかかる電気料金の補助について

近年、防犯カメラの解析による検挙率が高まっています。また、防犯カメラは事件の解決だけでなく、犯罪を抑止する効果もあります。安心・安全な生活を守るために町会の防犯カメラ設置数を増加したいところではありますが、維持費が高みます。カメラに係る電気料金も補助の対象にさせていただきたいので、更なる検討をお願いします。

○町会活動拠点の確保について

町会事務所として拠点となる場所がない町会があります。町会役員が何時でも責任を持って使用することのできる拠点となる固定的な事務室が必要です。そのようなスペースが確保できれば、青年部、婦人部、敬老部とのより一層の町会活動の活性化が図られ、町内のコミュニケーション活動が活発化できます。また、パソコン、コピー機といった事務用具を固定して管理することが出来、効率的な町会運営ができます。

是非、空地・空家等の活用なども視野に入れていただき、町会活動拠点となる場所を検討いただきますようお願いいたします。